※事系		

判 定 基準比 適 用 月 認 · 否 当初 · 月

令和8年度 就学援助受給申請書(兼世帯票·委任状)

(新規・継続・再申請)

(事務/可使用個							

学校名		福島市	方教育委員会教育長				令和]	年	J	1	日	
褔	富島市立	申請者 住	針(保護者) 所 福島市				, , , , ,		·	ŕ	-		
_		氏	名			/4 = 4 1 1 27 6 im	(電話社	番号	_		_)	
	学校 ・就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。 ・学校給食費の受領について学校長に委任します。												
		氏	名	申請	者との :柄	生年月日	Í	年齢	学年 (令和8年4月2)		前年度	の受給	
申請	フリガナ				9114	Н			当	华年	有	・無	
児童生	フリガナ					Н				生年	有	・無	
徒	フリガナ					Н				华年	有	· 無	
申請		氏	 名		者との 誘柄	生年月日	Í	年齢			·学校等		
児童					者本人	T. S. H. R							
生徒						T. S. H. R							
以外						T. S. H. R							
の同													
居者						T. S. H. R							
1 (同						T. S. H. R							
生生						T. S. H. R							
計						T. S. H. R							
者)													
	※世帯の所得状況等により判定します。 「所得情報調査同意書」(裏面)により同意をするか、18歳以上の世帯全員(学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。 ※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても基本的には同一生計とみなします。 ※二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、客観的に生計実態が別であることを証明できる書類を添付しください。 (例)それぞれの契約者が記載された公共料金(電気・ガス・水道料のいずれか)の領収書(直近のもの)の写し等 ※単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計とみなします。												
	(該当する都		申 請 理 由 で囲み、 右の書類を添付 し	てください。)		添付書類(写し可)							
+	1 生活保護を受けている					- 保護決定通知書							
2	2 前年度又は前々年度に生活保護を受けていた						保護決定通知書(『廃止』の記載があるもの)						
3 経済的な理由により就学が困難である 不要 ※失業を理由とする					由とする場合	は雇用保	·険受給資格	各者証	や離職!	票等			
(該当	住宅の状況 する番号を○で囲んでく		1 持家(家族所有	を含む)		公営を含む) 3 施設等()) ()) () ()) () () () () (
			申請者または代	押しへの		金融機関名		錐	行・農協			本店	
	受給方法		中間有またはか	ル生人への		口座番号		1≣	用金庫		口座の種類	支店 普通	
,	(学校給食費、医療費以 就学援助の受給方法		※代理人(申請者以外のが 就学援助費の受領を委任 裏面委任状を記入してく	Eする場合は、	振込口座	※右詰で記入					俚規		
>	※希望する振込方法の番 ○で囲んでください。					口座名義人							
	学校長への委任 ※裏面委任状を記入してください。 ※学校で学校長日座報告書を添付します。												
※その他理由のある場合は、証明書類を添付の上、理由を具体的に配入してください。													
備													
考													
芍													

就学援助受給申請者所得情報調查同意書

福島市教育委員会教育長

就学援助の受給の要否判定のため、私及び私の属する世帯の所得情報について、福島市教育委員会事務局学校教育課職員が、本市に 備え付けている世帯全員に関する個人市県民税課税台帳等の閲覧もしくは記録等の調査をすることに同意します。

年 令和 福島市 世帯主 往 所 (方書) 氏 名 (印)

※同居する別世帯の方がいる場合は、それぞれの世帯主の同意が必要ですので、下記に同意願います。

令和 月 世帯主 住 福島市 (方書) 氏 印 名 令和 月 \exists 中帯主 住 所 福島市 (方書) 氏 印 名

(同一生計の範囲)

- (同一生計の範囲)
 ※世帯の所得状況等により判定します。「所得情報調査同意書」(裏面)により同意をするか、18歳以上の世帯全員
 (学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。
 ※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても基本的には同一生計とみなします。
 ※二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、客観的に生計実態が別であることを証明できる書類を添付しください。
 (例)それぞれの受けるお記載された公共料金(電気・ガス・水道料のいずれか)の領収書(直近のもの)のコピー等 ※単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計とみなします。

(注意事項)

- ※令和7年1月1日現在、福島市以外の市区町村に住民登録をしている方は、本同意書による調査ができません。 居住していた市区町村が発行する「所得課税証明書」を添付してください。
 - ・所得課税証明書は例年6月に次年度のものに切り替わります。
 - ・所得課税証明書の発行基準

令和7年度の所得課税証明書…令和7年1月1日現在、居住していた市区町村から取り寄せてください。 令和6年度の所得課税証明書…令和6年1月1日現在、居住していた市区町村から取り寄せてください。

・所得情報調査に同意できない場合は、18歳以上の世帯全員(学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。

【申請者以外(代理人)の口座に振り込む場合】

委 任 状

福島市教育委員会教育長

福島市より受ける就学援助費の受領に関する権限を代理人に委任します。

年 月 日 申請者(保護者) 住 所 福島市 (方書) **(II)** 氏 名 代理人 住 所 福島市 (方書) 氏 名

【学校長の口座に振り込む場合】

任 状 委

福島市教育委員会教育長

福島市より受ける就学援助費の受領に関する権限を学校長に委任します。

令和 月 日

申請者(保護者) 所 福島市

(方書)

氏 名